

## ほっかいどう住宅フェア実行委員会 規約

### (名称)

第1条 本会は、ほっかいどう住宅フェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は、「ほっかいどう安心住まいづくりネットワーク設置要綱」第3条第1号イに規定する「住まいづくりに関わるイベント」を実施するために設置するものであり、北方型住宅を始めとした道内各自治体の住宅施策及び住まいづくりに役立つ情報を広く道民等へ周知することを目的とする。

### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ほっかいどう住宅フェアその他住まいづくりに関わるイベントの準備及び運営に関すること。
- (2) イベント開催の広報に関すること。
- (3) 関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 実行委員会は、委員、準委員及び顧問をもって組織する。

- 2 委員は、ほっかいどう安心住まいづくりネットワークの構成員（以下「構成員」という。）であって、別表1に掲げる団体の職にあるものとする。
- 3 準委員は、構成員以外の者であって、別表2に掲げる団体の職にあるものとする。
- 4 顧問は、開催地を代表する者とし、北海道知事及び札幌市長の職にあるものとする。

### (役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、ほっかいどう安心住まいづくりネットワークの代表をもって充てる。

2 副会長は、北海道建築企画監、札幌市都市局長及び一般財団法人北海道建築指導センター理事長をもって充てる。

3 監事は、独立行政法人住宅金融支援機構北海道支店支店長及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部本部長をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、実行委員会の設立の日から解散の日までとする。

(会議設置)

第9条 実行委員会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第10条 総会は、全ての委員をもって組織する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した委員がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 実行委員会の規約の制定及び改廃に関すること（別表2に掲げる団体に関するものを除く。）。

(2) 事業計画の策定及び変更に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 幹事会に委任する事項に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

6 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、代理人又は書面をもって議決権を行使することができる。

7 前項の規定により議決権を行使した委員は、総会に出席したものとみなす。

8 総会の議事は、行使された議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

9 第5項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、第4項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、会長を除く全ての委員の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の決議があったものとみなす。

(1) 緊急を要する場合であって、総会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により総会を招集することが困難と認められるとき。

10 会長は、必要に応じ、総会に委員以外の者に出席させ、意見を求めることができる。

#### (幹事会)

第11条 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会から委任された事項に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項（前条第4項各号に掲げる事項（同項第1号に掲げる事項のうち、別表2に掲げる団体に関するものを除く。）を除く。）に関すること。

2 幹事会は、別表3に掲げる団体の職にある者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

3 幹事長は、北海道建設部住宅局長をもって充て、幹事会の会務を総理する。

4 幹事長代理は、北海道建設部住宅局建築指導課長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 幹事会は、幹事長が招集する。

6 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

7 幹事は、やむを得ない理由により幹事会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、代理人をもって議決権を行使することができる。

8 前項の規定により議決権を行使した幹事は、幹事会に出席したものとみなす。

9 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

10 幹事長は、必要に応じ、幹事会に幹事以外の者に出席させ、意見を求めることができる。

#### (専決処分)

第12条 会長は、緊急を要するため、第10条第2項の規定による総会の招集及び同条

第9項の規定による意見を徴する時間的余裕がないときは、同条第4項第2号から第5号までに掲げる事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

#### (事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、北海道建設部住宅局及び一般財団法人北海道建築指導センターに置く。
- 3 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 4 事務局長は一般財団法人北海道建築指導センター専務理事をもって充て、事務局次長は一般財団法人北海道建築指導センター企画総務部長をもって充てる。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 総会等の運営に関する業務
  - (2) イベント及び必要な周知・広報等の企画・運営に関する業務
  - (3) 実行委員会の経費の執行及び管理に関する業務
  - (4) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な業務
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (財務)

第14条 実行委員会の経費は、委員及び準委員が負担する負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあっては、実行委員会の設立の日）から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、実行委員会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、実行委員会の会計に関し必要な事項は、北海道の財務に関する諸規定に準ずるものとするほか、会長が別に定める。

#### (剰余金等の処理)

第15条 実行委員会は、決算において剰余金が生じた場合には、総会の議決を得てこれを処分しなければならない。ただし、剰余金が100万円を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する場合における剰余金は、北海道の収入として処理する。
- 3 実行委員会は、決算において欠損金が発生する見込みとなった場合には、総会の

議決を経てこれを処理しなければならない。

(事故の処理)

第 16 条 実行委員会は、第 3 条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、総会の議決を経てこれを処理しなければならない。

(解散)

第 17 条 実行委員会は、第 2 条の目的が達成され、総会において、決算について議決を受けた後に解散する。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 3 年（2021 年）6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年（2021 年）10 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年（2022 年）3 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年（2022 年）7 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年（2022 年）10 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年（2023 年） 月 日から施行する。

## (別表1)

## ○委員

団体名	職名	備考
北海道	建築企画監	副会長
札幌市	都市局長	副会長
釧路市	市長	・ほっかいど う安心住まい づくりネット ワーク代表 ・会長
南幌町	町長	
独立行政法人 住宅金融支援機構北海道支店	支店長	監事
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構建築研究本部	本部長	監事
一般財団法人 北海道建築指導センター	理事長	副会長
一般社団法人 北海道建築士事務所協会	会長	
一般社団法人 北海道建築士会	会長	
一般社団法人 北海道住宅都市開発協会	理事長	
<del>一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会北海道支部</del>	<del>支部長</del>	
一般社団法人 日本木造住宅産業協会北海道支部	支部長	
一般社団法人 北海道ビルダーズ協会	代表理事	
北海道 R 住宅事業者ネットワーク	代表	
公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会	会長	
公益社団法人 北海道不動産鑑定士協会	会長	
一般社団法人 北海道空調衛生工事業協会	会長	
一般社団法人 北海道設備設計事務所協会	会長	
公益社団法人 日本建築積算協会北海道支部	支部長	
北海道建具工業協同組合連合会	理事長	
公益社団法人 日本建築家協会北海道支部	支部長	

## (別表2)

## ○準委員

団体名	職名	備考
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構森林研究本部 林産試験場	場長	
北海道電力 株式会社	販売推進部リビング営業グループ担当課長	
北海道ガス 株式会社	第二営業部リビング開発グループリーダー	
北海道木材産業協同組合連合会	副会長	
<del>株式会社 ヒルコ</del> 株式会社 ホクエイ	常務取締役 営業第二本部 ヒルコ部	
札幌商工会議所	産業部地域振興・ものづくり課次長	
一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会	北海道支部長	
一般社団法人 リノベーション協議会	北海道部会長	

## (別表3)

## ○幹事会

団体名	職名	備考
北海道	建設部住宅局長	幹事長
北海道	建設部住宅局建築指導課長	幹事長代理
北海道	建設部住宅局住宅課長	
北海道	水産林務部林務局林業木材課長	
札幌市	都市局市街地整備部住宅企画担当課長	
釧路市	住宅都市部住宅課長	
南幌町	まちづくり課長	
独立行政法人 住宅金融支援機構北海道支店	地域連携グループ長	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構建築研究本部	企画調整部長	
一般財団法人 北海道建築指導センター	企画総務部長	
一般社団法人 北海道建築士事務所協会	専務理事・事務局長	
一般社団法人 北海道建築士会	専務理事・事務局長	

一般社団法人 北海道住宅都市開発協会	専務理事・事務局長	
<del>一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会北海道支部</del>	<del>支部長</del>	
一般社団法人 日本木造住宅産業協会北海道支部	事務局長	
一般社団法人 北海道ビルダーズ協会	事務局長	
北海道 R 住宅事業者ネットワーク	事務局長	
公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会	事務局長	
公益社団法人 北海道不動産鑑定士協会	理事	
一般社団法人 北海道空調衛生工事業協会	専務理事	
一般社団法人 北海道設備設計事務所協会	事務局長	
公益社団法人 日本建築積算協会北海道支部	支部長	
北海道建具工業協同組合連合会	常務理事・事務局長	
公益社団法人 日本建築家協会北海道支部	環境グループ	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場	企業支援部長	
北海道電力 株式会社	販売推進部リビング営業グループ 担当副長	
北海道ガス 株式会社	第二営業部リビング開発グループ 統括リーダー	
北海道木材産業協同組合連合会	副会長	
<del>株式会社 ヒルコ</del> 株式会社 ホクエイ	<del>常務取締役</del> 営業第二本部 ヒルコ部	
札幌商工会議所	産業部地域振興・ものづくり課次長	
一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会	北海道支部長	
一般社団法人 リノベーション協議会	北海道部会長	